厚木市居住支援協議会会則

（名称）

第１条　本会は、厚木市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

　（目的）

第２条　本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、厚木市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の協議等を行う。

(1) 住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。

(2) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。

(3) 既存の住宅資源を活用した住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進に関すること。

(4) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

　（会員）

第４条　本会の会員は、別表のとおりとする。

２　会員として加入を希望する個人又は団体は、第７条において規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。

３　会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

４　会員は、無報酬とする。

　（事務局）

第５条　本会の事務局は、厚木市都市みらい部住宅課に置く。

　（会議）

第６条　会議は、会長が招集する。

２　会議は、会長が必要と認めた場合又は会員の３分の１以上の請求があった場合、開催することができる。

３　会議の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　本会には、個別の事項を検討、協議するための部会を置くことができる。

５　部会の設置については、会議において定める。

６　会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

　（役員の種別及び選任）

第７条　本会に次の役員を置く。

　(1) 会長　１人

　(2) 副会長　２人

２　会長は、会員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

３　その他の役員は、会議で選任する。

４　役員は、無報酬とする。

　（役員の任務）

第８条　役員の任務は、次のとおりとする。

　(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。

　(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

　（役員の任期）

第９条　役員の任期は、１年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は再任されることができる。

　（経費）

第10条　本会の経費が発生した場合には、事務局予算をもって充てることとし、経理事務は事務局が担当する。

　（秘密の保持）

第11条　会員は、本会の事業の実施に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（雑則）

第12条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附　則

この会則は、令和５年３月30日から施行する。

附　則

この会則は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 会　員 |
| 不動産関係団体 | 公益社団法人　神奈川県宅地建物取引業協会　県央支部  公益社団法人　全日本不動産協会神奈川県本部　さがみ支部  公益財団法人　日本賃貸住宅管理協会　神奈川県支部 |
| 福祉関係団体 | 社会福祉法人　厚木市社会福祉協議会  厚木市障害者基幹相談支援センター  厚木市内地域包括支援センター　※ |
| 居住支援団体 | 公益社団法人　かながわ住まいまちづくり協会  株式会社　トータルホーム  NPO法人　かながわ外国人すまいサポートセンター |
| 厚木市関係課 | 市民福祉部　福祉総合支援課  市民福祉部　地域包括ケア推進課  市民福祉部　生活福祉課  市民福祉部　障がい福祉課  市民福祉部　介護福祉課  健康こどもみらい部　子育て給付課  都市みらい部　住宅課 |

※厚木市内地域包括支援センターについては、１センターが会員となる